平成２１年（フ）第２１２６２号
福島県双葉郡富岡町字夜ノ森南２―18―３、住民票上の住所神奈川県横浜市金沢区谷津町60―３―401
債務者　先崎　啓成
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６７８号
東京都清瀬市旭が丘５丁目１―４―401
債務者　小芝　平世
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５８号
東京都八王子市北野町508番地16シルバーコースト101号
債務者　齋藤　久秀（旧姓津村）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４１号
東京都小平市喜平町１丁目９番21号
債務者　島﨑　一義
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５７号
東京都清瀬市中清戸４丁目847番地中清戸四丁目アパート７―808号
債務者　宮本輝星こと　徐　　輝星
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２６３号
東京都あきる野市秋川１丁目15番地９ドヌール・ビアンカⅠ101号
債務者　吉井　　實
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２６４号
東京都あきる野市秋川１丁目15番地９ドヌール・ビアンカⅠ101号
債務者　吉井　政代
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２６８号
東京都墨田区立花１丁目30番18号ルーベンス立花205
債務者　遠藤　路子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３６５号
東京都三鷹市上連雀６―33―４第６幸寿荘102、住民票上の住所東京都三鷹市下連雀５丁目８番３―303号
債務者　原　　直司
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４７号
栃木県小山市城北６丁目24番地15
破産者　神永　清和
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１４８号
栃木県小山市城北６丁目24番地15
破産者　神永　尚子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３９３号
埼玉県所沢市けやき台１丁目43番３号ジュネスけやき台Ａ―102
破産者　有限会社吉岡建築工房
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５５号
千葉県佐倉市上座828番地６
破産者　有限会社イカワ
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１５６号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目５番12号みつわ台ファミリオＣ―３
破産者　井川　正和
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１５７号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目５番12号みつわ台ファミリオＣ―３
破産者　井川かおり
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１２７２４号
東京都千代田区九段北１丁目２―６―1202
破産者　小玉　正秀
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１７号
茨城県桜川市久原429番地
破産者　有限会社ヤマサ商会
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２２号
千葉県成田市畑ケ田835番地13
破産者　株式会社松和建築設計事務所
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所佐倉支部